

認定特定非営利活動法人**天然薬用資源開発機構**

## 京都薬草の森公園・セミナーハウス「交河山墅」**利用ご案内**



当法人の現地活動の拠点となります、

「京都薬草の森公園・花背セミナーハウス」は  
目下会員有志によって整備中で、会員以外一般の方も  
ガイドの案内によって一部使用可能となりました。

公園整備の一般ボランティアも募集中です。  
いずれも詳細は事務局へお問合せください。

### 連絡先

認定特定非営利活動法人**天然薬用資源開発機構**

〒602-8136 京都市上京区榎木町通黒門東入中御門横町 574 番地 1 ファルマフードビル

電話 075-803-1653 FAX 075-803-1654

花背セミナーハウス

〒601-1102 京都市左京区花背原地町 234-1 電話 075-746-0171



4月～5月 山開きをします。桜が満開となり  
森林浴にとってもいい気候となります。



6月～8月 市街地より5℃くらい涼しく川遊びも  
楽しみです。



9月～11月 活動しやすい季節です。  
紅葉がとても綺麗です。



12月～3月 積雪のため閉山しています。

### 【アクセス】

- ① 京阪出町柳駅から京都バス広河原行き乗車  
大悲山口下車
- ② 京福電車鞍馬駅下車、①に乗車
- ③ 京都駅から地下鉄北大路駅下車、①に乗車

### 自家用車の方

鞍馬から→R477→大布施右折→大悲山口(約30分)



その他・・・冬季(12月～3月)は積雪80～100cmの日も  
ありますが、バスは運行しています。  
(滅多に運休しません)

## “京都薬草の森公園、セミナーハウス”ご利用に際して

～～地元の方々や環境の調和を乱すことなく以下の事を留意して利用してください～～

1. 所定の施設以外は使用しないこと。
2. 使用時には事故防止について細心の注意をはらい、事故発生の際には速やかに当法人へ報告すること。(マムシやヤマカガシ、蛭、またオオサンショウウオなどもあります。蜂や蛇にも注意してください)
3. バーベキューをされる場合、直火は禁止です。必ず足つきのバーベキューセットや設置されている焼却炉を使用する。プラスチック類は一切燃やさないでください。
4. 火気の使用については特に注意し、定められた場所以外では火気を使用しないこと。施設内はすべて禁煙です。
5. ゴミ箱はありません。ゴミ袋を持参の上、ゴミは必ず持帰ること。
6. トイレ使用時、紙は流さず備え付けの箱に入れる。(セミナーハウス内は除く)
7. 備品などを使用された場合は次の人が常に使用できる様にきっちりと格納して下さい。
8. その他、近隣に迷惑となる行為。

○水道・ガス(プロパンガス)がご利用できます。

○動植物の採集はしないでください。特に山菜の採集は地元の方々とのトラブルのもとです。

○ガイドが植物をご案内いたします。

○来たときよりも綺麗にして帰るよう、心がけましょう。

目下“京都薬草の森公園”は整備作業中ですが、会員以外一般の方々もガイドの案内で一部使用可能です。整備作業に参加していただくボランティアも募集中です。

京都薬草の森公園・セミナーハウス施設管理料		
12時間未満 (日帰り)	1グループ	5,000円
12時間以上 24時間 (宿泊)	1グループ	10,000円
寝具利用	一組	1,000円
入山料 午前10時～午後4時(ゲート着) 時間厳守して下さい	正会員	一人 100円
	非会員	一人 200円
ガイド料	1回 5,000円	1泊 10,000円

## “京都薬草の森公園、セミナーハウス” 利用規定

1. 当法人の主催事業や共催事業での利用が優先する。
2. 当法人の設置目的に合致する活動のための利用に限り広く公開する。
3. 当法人の規定に定めるところにより利用し、施設の友好的な管理・運営を図ることを目的とする。
4. 利用対象者は当法人の設置目的を十分に理解する見識を有すると認められる個人および団体。  
その他当法人理事長が適当と認めた者とする。
5. 施設の利用を希望する者は、「利用申請書」を本法人理事長に提出し、許可を得なければならない。
6. 利用許可は当法人理事長が行う。
7. 当法人理事長は下記のいずれかに該当し、当法人の運営に支障をきたすと判断される場合は、利用許可を取消し、利用を中止させることができる。
  - ・ 気象災害等により利用に危険が生じたとき
  - ・ 利用者がこの規定に定める利用要項及び利用心得、利用許可条件に違反したとき
8. 利用許可の取消等によって、利用者に損害を及ぼすことがあっても、当法人および理事長はその責任を負わない。
9. 利用者が、故意または重大な過失により施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
10. 理事長は、必要に応じ利用者に対しての利用の内容について報告を求めることができる。利用者は、利用した成果を公表した場合は、理事長への報告を義務とする。
11. 利用者は、備品など利用終了後直に利用個所を原状に復旧・回復しなければならない。
12. 施設を利用中に生じた事故については、当法人は一切その責任を負わない。
13. 以下の利用は禁止する。
  - ・ 営利を目的とするもの
  - ・ 政治活動
  - ・ 宗教活動に伴う勧誘等により他の利用者などに迷惑を及ぼすおそれのあるもの
  - ・ お申込時の利用目的と異なった利用の場合
  - ・ その他、公の秩序を乱し、他の利用者に迷惑になると思われる場合
14. 他の利用者に危害を及ぼし、若しくは他の利用者に迷惑となる物品または動物を携帯しない。
15. 使用料は別途定める。
16. セミナーハウス内および公園内の指定された場所以外は禁煙とし、光熱費や維持費の負担は受益者が行い別途規定に従う。

- セミナーハウス施設利用申請書兼利用許可証に必要事項を記入の上、事務局まで FAX または 郵送にて提出してください。許可(理事長印を押印)後、郵便振替用紙と一緒に返送いたしますので、利用料をお早めにご入金ください。返送されました本証(京都薬草の森公園、セミナーハウス施設利用申請書兼利用許可証)は、ご利用日に必ずご持参ください。
- 申請は利用日より3週間前までにお願いします。

申請書はこちらから取り出せます。← クリック